

相模原市 市民活動サポート補償制度の 手引き



相模原市 市民協働推進課
(令和6年6月1日改訂)

目次

1. 相模原市市民活動サポート補償制度とは？	2
2. 補償の内容は？	2~4
(1) 対象となる活動	2
(2) 対象となる活動者	3
(3) 補償の種類と主な支払補償金額	3~4
(4) 対象とならない事故の例	4
(5) その他	4
3. 事故が発生したら？（手続きの流れ）	5
4. 安全に活動するために…	6
5. 市民活動サポート補償制度 Q&A	6~8
(1) 対象となる事例Q&A	6~7
(2) 対象とならない事例Q&A	7~8

1. 相模原市市民活動サポート補償制度とは？

市内を拠点にボランティア活動をしている皆さんが、活動中の思わぬ事故により法律上の賠償責任を負った場合や、けがをした場合などに、損害・費用等を補償する制度です。市が一括して保険契約をしているため、保険料の個人負担や事前の登録手続きはありません。

2. 補償の内容は？

(1) 対象となる活動

- 活動拠点が相模原市内
- 無報酬の活動（交通費などは無報酬とみなします。）
- 自発的かつ継続的・計画的に行われる活動
- 公益性のある活動

→これら全てに当てはまる活動が対象です。活動の例は、おおむね次のとおりです。

①社会福祉活動・社会奉仕活動など

社会福祉施設などへの援護活動、高齢者や障害者への援護活動、清掃活動、資源回収・リサイクル活動など

②社会教育活動など

スポーツ少年団のコーチ、昔遊びを教えるボランティアなど

※活動や競技への単なる参加者（例：凧揚げなど昔遊びに参加する児童やスポーツ少年団の選手など）や見物人は対象となりません。
※危険度が高い運動（例：山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、スキューバダイビングなど）は対象となりません。

③青少年育成活動・地域活動など

自治会・町内会・子ども会育成会などの活動、防犯・防災活動など。

※自治会・町内会・子ども会育成会などについては、役員としての活動や各団体で実施するボランティア活動などが対象となります。
※競技者、参加者及び付き添いの保護者等は対象になりません。また、単に懇親や親睦を目的とした活動や宗教行事としての祭りおよび危険度が高い祭り（けんか祭り、だんじり祭りなど）も対象となりません。

(2) 対象となる活動者等（活動者名簿必須）

- ①市内に活動の拠点を置き、補償対象となるボランティア活動を行う団体（団体の指導者、育成者および構成員を含む。）
- ②市内に活動の拠点を置き、①に準ずる活動を行う人
- ③上記①および②の活動者が、やむを得ない事情によりボランティア活動に同行させる未就学児
- ④原則として市内で行われる、補償対象となるボランティア活動に、あらかじめ名簿登録し、一時的・臨時的に参加し活動する人など

(3) 補償の種類と主な支払補償金額

①損害賠償責任補償

ボランティア活動中、ボランティア活動者などが過失により他人の生命、身体および財物、保管物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負った場合

区分	適用	補償金額
身体賠償	1名につき	最高 1億円
	1事故につき	最高 5億円
財物賠償	1事故につき	最高 1,000万円
保管物賠償	1事故につき	最高 500万円

②傷害補償

ボランティア活動中にボランティア活動者などが死亡または負傷した場合

区分	適用	補償金額
死亡		500万円 ※熱中症等は300万円
入院	事故の日から180日を限度として	日額 3,000円
通院	事故の日から180日までの間において90日を限度として	日額 2,000円

※熱中症等とは、熱中症（熱射病・日射病）並びに細菌性・ウイルス性食中毒

★入院とは、医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、健康保険制度の対象となっている病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

★通院とは、医師による治療が必要な場合において、健康保険制度の対象となっている病院または診療所に通い、医師の治療を受けることをいいます。

(4) 対象とならない事故の例（主な免責事項・適用除外事故など）

①共通事項

故意による事故、戦争・労働争議などによる事故、地震・噴火・津波などの自然災害に起因する事故、労災・公務災害の適用を受ける場合、市が契約する他の保険の適用を受ける場合など。

②損害賠償責任事故

自動車・オートバイなど車両に起因する事故、動物に起因する事故、施設の修理などの工事に起因する事故、医療行為に起因する事故、法律上の賠償責任が発生しない事故、名誉毀損、同居の親族に対して負担するものなど。

③傷害事故

自殺行為・犯罪行為による事故、無免許・酒酔い等の運転による事故、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの、疾病・心神喪失による事故、銃器を使用する害獣駆除活動、野焼き・山焼きの事故など。

(5) その他

市民活動サポート補償制度では、次の①～③に対しても、事故内容に応じた補償があります。

- ①市が行う事業でボランティア活動を行う方
- ②市が主催・共催する行事の参加者（行事参加中の傷害事故のみ）
- ③天災ボランティア活動者（傷害事故のみ）

3. 事故が発生したら？(手続きの流れ)

(1) すぐに市民協働推進課へ連絡(直接、または市の関係課を通して)

事故の状況を確認した上で、「事故報告書」等を送付しますので、必要事項を記入してください。
※損害賠償責任事故(対物)の場合は、その場で損害部が良く見えるように事故現場のカラー写真を撮影してください。(車両への損害の場合は、ナンバープレートも写るように撮影してください。)
※交通事故の場合は、事故証明書が必要なため、必ず警察に連絡してください。

(2) 「事故報告書」に次の書類を添えて市民協働推進課へ提出

- ① 団体の規約・会則など
 - ② 年間事業計画書・月間事業計画書など
 - ③ 団体の活動者(名前、住所)が確認できる資料(名簿など)
 - ④ 事故当日の活動内容(日時、場所、活動者名)が確認できる資料
 - ⑤ 事故状況図(防犯パトロールや活動の往復途上での事故の場合は、活動の範囲・ルートが確認できるように、赤ペンなどで印をつけた地図が必要)
- }

団体総会資料などのコピーでも可

※事故日から30日を過ぎると、「事故通知遅延理由書」の提出が必要になります。

(3) 市民協働推進課が保険会社に報告し、事故が本制度の対象となるか審査

対象となった場合は「補償金請求書」を送付しますので、必要事項を記入してください。

(4) 「補償金請求書」に必要書類を添えて市民協働推進課へ提出

必要書類の例:【傷害事故】入院・通院時の領収書(コピー可)、診断書(補償金の支払金額が10万円を超える見込みとなった場合)など

※事故の種類や傷害の程度によって必要な書類が異なります。詳細は市民協働推進課から個別に説明します。(例:接骨院、整骨院等の通院は、柔道整復師の資格所有者から直接施術を受けた場合のみ補償対象となり、施術証明書・施術費明細書等の提出が必要となる場合があります。)

※傷害事故の場合、請求可能期間は事故日から180日が限度です。180日を経過しましたら、その時点で治療中の場合でも請求書類を提出してください。

※損害賠償責任事故の場合、示談は保険会社との相談により進める必要があります。保険会社の承認なしに示談されると補償金が支払われない場合があります。補償金請求書類は示談成立後に提出してください。

(5) 保険会社から対象者の口座へ振り込みにより補償金支払

支払完了後、振込日、金額の記載のある「支払案内」が送付されます。

4. 安全に活動するために…

ボランティア活動者の皆さんが、事故に遭うことなく安全に活動を続けてくださること、このことが、ボランティアを必要とする方々や地域を支えることに繋がります。事故を未然に防ぐためにも、以下のことを日頃から心掛けてみてください。

①活動の計画を綿密に立てましょう！

- 活動者の役割分担は、経験・体力・年齢などを考慮して決めていますか？
- 活動場所について、危険箇所のチェックや事故防止策を立てていますか？
- 活動日当日の天候や気温などを考慮した、無理のない活動計画を立てていますか？
- 休憩時間など活動スケジュールに十分な余裕はありますか？
- 道具を使用する場合、使用前の点検を行っていますか？

②活動者の皆さんで、安全についての情報を共有しましょう！

- 危険な状況に遭遇した場合の対応策について、日頃から話し合っていますか？
- 活動記録を残す、反省会を開くなど、活動を振り返る場はありますか？

5. 市民活動サポート補償制度Q & A

(1) 対象となる事例Q & A

Q1：小学生の下校時の見守り活動中に、自転車に乗った通行人とぶつかって負傷したため、病院へ通院した。

A1：対象となります。

※ボランティア活動者自身の傷害事故については、自動車事故も対象となります。保険会社への事故報告書提出時、警察署発行の事故証明書が必要になりますので、事故が発生した際は必ず警察へ連絡してください。

Q2：公園清掃ボランティアの活動場所に歩いて向かっている途中で、転倒し骨折したため、当日の活動に参加できなかった。

A2：事前に活動日当日の参加者名簿（役割分担表など）に登録されていれば、自宅と活動場所の通常の往復経路途上の事故も対象となります（傷害補償のみ）。ただし、私用で別の場所へ立ち寄った場合などは対象となりません。

Q3：森林保全のボランティア活動で、チェーンソーや刈払機を使用している。

A3：刈払機、草刈機、電動のこぎり及びチェーンソー等は、正しい使用法の下で発生した事故については対象となります。

※例：チェーンソーの使用中に、脚に切り傷を負った。

刈払機に小石が当たって飛び、近隣住民の車の窓を割ってしまった。

Q4：植栽ボランティアの活動中に、活動者がスズメバチに刺され通院した。

A4：スズメバチやヒルなどの害虫による傷害等によって死亡または入院・通院した場合は対象となります。蚊は対象となりません。

Q5：防犯パトロール隊の活動中に事故に遭い、いつも活動に連れて行っている3歳の娘もけがをした。

A5：継続的なボランティア活動者が、やむを得ない事情によりボランティア活動に同行させる未就学児についても、補償対象となります（傷害補償のみ）。

Q6：市外に引っ越したが、相模原市内でボランティア活動をしている。

A6：相模原市内に活動の拠点を置いていれば、相模原市民でなくても対象となります。逆に、相模原市在住の方でも、活動の拠点が相模原市になければ対象となりません。

(2) 対象とならない事例Q&A

Q1：自治会主催のソフトボール大会で、選手が競技中に負傷した。

A1：選手は対象となりません。役員や審判員などの大会運営スタッフの方は対象となります。運営スタッフであることを確認するため、役割分担表などの書類が必要です。

Q2：自治会主催の夏祭り会場で、見物客が負傷した。

A2：見物客など、ボランティア活動者でない方の事故は対象となりません。

Q3：高齢者施設の通所支援ボランティアで運転中、後続車に追突されて、同乗していた高齢者とその家族が負傷した。

A3：補償の対象となるのは、ボランティア活動者です。支援を受ける側や付き添いの方は対象となりません。

Q4：地域の昔あそびサークルで、子ども達に竹とんぼ作りを教えていた時にナイフで指先を切ったが、軽傷のため病院へ行かなかった。

A4：病院への入院・通院がない場合は、対象となりません。

Q5：地域清掃の後、腰が痛くなり整形外科へ通院した。

A5：腰痛または頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）で他覚症状（外から見て確認できる腫れや内出血など）のないものは、対象となりません。

Q6：河川の清掃ボランティアのため、自家用車で現地へ向かう途中に交通事故を起こし、通行人に怪我をさせてしまった。

A6：車両に起因する損害賠償責任事故は対象となりません。

Q7：里山保全ボランティア活動の一環として、野焼きをする場合。

A7：里山保全ボランティア活動の一環であっても、野焼き・山焼きを行う活動は対象となりません。

Q8：自治会員間の親睦を深めるために実施する懇親会に参加中、自治会員が負傷した。

A8：単に懇親・親睦を目的とした活動に参加中の事故は補償対象となりません。懇親会の運営側の活動（準備や片付け）中の事故で、会に参加しなかった場合など補償対象となる可能性もありますのでご相談ください。



事故が発生した場合、状況を詳しく確認した上で、補償の可否を判断します。
ご質問・お問合せなどは市民協働推進課まで！

市民活動サポート補償制度についてのお問合せ先

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所第2別館4階
市民局 市民協働推進課
電話：042-769-8226（直通） FAX：042-754-7990

※この手引きのPDFデータは、
右のQRコード（市ホームページ）
からダウンロードできます！

